**平成２５年（フ）第２５０６号**
札幌市西区琴似４条３丁目１番24号
債務者　二瓶　敦子
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２５年（フ）第３８０号**
群馬県伊勢崎市除ケ町37番地
債務者　平田　憲司
1　決定年月日時　平成26年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

**平成２５年（フ）第３８１号**
群馬県前橋市下小出町３丁目４番地４　町田貸住宅最北西棟
債務者　田辺ひとみ（旧姓黄檗）
1　決定年月日時　平成26年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

**平成２５年（フ）第３８２号**
群馬県前橋市朝倉町４丁目14番地２
債務者　友納　真樹（旧姓横山）
1　決定年月日時　平成26年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

**平成２５年（フ）第３８３号**
群馬県前橋市滝窪町62番地１
債務者　岩田　和美
1　決定年月日時　平成26年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

**平成２５年（フ）第３８８号**
群馬県前橋市箱田町1302番地５
債務者　庄　　和彦
1　決定年月日時　平成26年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

**平成２５年（フ）第３９２号**
群馬県前橋市本町２丁目５番11号
債務者　髙橋　　仁
1　決定年月日時　平成26年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

**平成２５年（フ）第４５５号**
静岡県田方郡函南町間宮874番地の11、前住所静岡県駿東郡清水町伏見408番地の18
債務者　稲葉　賢治
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**平成２５年（フ）第４５６号**
静岡県三島市北沢158番地の１　グランデ北沢103
債務者　稲葉　哲也
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**平成２５年（フ）第１３８５号**
京都市伏見区深草大亀谷八島町18番地２
債務者　菊沢デンキこと　菊澤　英夫
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２６年（フ）第１５号**
京都市東山区東大路塩小路下る本瓦町660番地　ハイツ本瓦303号
債務者　本田　温美
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２６年（フ）第２１号**
京都府相楽郡精華町大字菱田小字宮西２番地セジュールマルコ105号、前住所京都府相楽郡精華町大字菱田小字アツイ22番地28
債務者　佐藤　英雄
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２６年（フ）第３６号**
京都市中京区竹屋町通油小路西入西竹屋町502番地　ハイツ・レイ202号室
債務者　菊地　克彦
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２６年（フ）第４６号**
京都市伏見区中之町480番地
債務者　川本　明子
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２６年（フ）第４７号**
京都市上京区烏丸通上立売上る西入柳図子町320番地９　キーハウス今出川301号
債務者　松村諭起江
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２５年（フ）第１０４７号**
大阪府富田林市喜志新家町１丁目８番38号
債務者　宮本　裕司
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２５年（フ）第１０５１号**
堺市中区深井沢町3400番地　ジュネス深井４Ｃ号、前住所堺市南区三原台１丁３番31―207号
債務者　濵浦　雄志
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２５年（フ）第１１１７号**
大阪府富田林市久野喜台２丁目１番108―503号
債務者　伊藤　貴史（旧姓大迫）
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係